

川越市告示第431号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次の者を指定したので、同法第69条第1項の規定により告示する。

令和8年6月8日

川越市長 森田初恵

指定自立支援医療機関名	自立支援医療の種類	指定年月日	指定の有効期限
所在地	担当する医療		
訪問看護事業所 ひだまりぼんたった	育成医療・更生医療	令和8年6月1日	令和14年5月31日
川越市豊田町2-34-28	訪問看護		